

	改正前	改正後
対象年齢	入院 0歳児から就学前児童 通院 0歳児から就学前児童	変更なし
自己負担額	なし	月額1,000円
所得制限	なし	児童手当法の所得制限に準ずる
支払方法	申請月の翌月に指定口座に振り込み	変更なし

乳幼児医療費助成制度が変わりました

4月1日より

【例】4月診療分の申請の場合

領収証 診療日：4月1日 医療費：990円 病院	+	領収証 診療日：4月20日 医療費：880円 医院
--	---	---

【4月診療分の合計額（保険適用分）】
 = 990円 + 880円 = 1,870円
 1,870円 - 1,000円 = 870円
 (自己負担額) (助成額)

乳幼児医療費助成制度につきまして、4月1日診療分から受益と負担の公平性の観点から受益者に応分の負担をお願いするということで、自己負担1,000円/月、および所得制限を適用させていただきます。

4月診療分から以下の場合には申請できません。
 1ヶ月の合計医療費（保険適用分）が1,000円以下の場合。
 所得制限で受給資格がなくなった場合。

児童手当の申請はお済みですか？

申請の締切は5月31日(火)です



児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

平成17年度の児童手当申請について、平成16年所得で審査するため、昨年まで所得制限（平成15年所得）などで対象でなかった方も、受給できることがあります。申請は5月31日(火)までですので、お早めに申請してください。

また、引き続き児童手当を受給されている方は、6月に現況届を提出していただくことになります。

なお、これまで申請をされたことがない方は、子育て支援課までお問い合わせください。

公務員の方は、勤務先に申請してください。